

令和6年度

印旛沼二期農業水利事業
埜原地区工法検討業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 印旛沼二期農業水利事業 埜原地区工法検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同共通仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、印旛沼二期農業水利事業に基づき造成する埜原第3号支線及び減圧水槽の検討、既設管閉塞等の実施設計等を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務の実施位置は、千葉県印西市笠神地内ほかで別添施行位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

(1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2 関東農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- 3 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- 5 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、下記の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。

- (1) 受注者は常に業務の履行状況を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (2) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗をはかるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第1-8条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係

る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技 術 士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農 業 土 木	

(照査技術者)

第1－9条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技 術 士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農 業 土 木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－10条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－11条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－12条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 業務に係る基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 設計基本条件

- ① 埜原第1号支線 設計流量(計画) $Q=0.549\text{m}^3/\text{s}$
- ② 埜原第2号支線 設計流量(計画) $Q=0.178\text{m}^3/\text{s}$
- ③ 埜原第3号支線 設計流量(計画) $Q=0.084\text{m}^3/\text{s}$ 、延長 $L=385\text{m}$
- ④ 埜原第7号支線 設計流量(計画) $Q=0.152\text{m}^3/\text{s}$

(参考図書)

第2-3条 作業にあたって参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数量
設計関係資料	平成24年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原用水路基本設計業務 報告書	1式
	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線用水路実施設計その他業務 報告書	〃
	平成29年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原用水路補足設計業務 報告書	〃
	平成30年度 印旛沼二期農業水利事業 旧施設廃止工法検討業務 報告書	〃
	令和元年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原第6号支線用水路工事積算参考資料作成業務 報告書	〃
	令和3年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原第6号支線末端実施設計その他業務 報告書	〃
	令和4年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線用水路設計業務(6号支線末端その他) 報告書	〃
	令和4年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線用水路設計業務(接続検討その他) 報告書	〃
工事完成図書	平成31年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原幹線用水路建設工事	〃
	令和元年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原第1号支線用水路工事	
	令和元年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原第5号支線用水路工事	
そ の 他	測量平面図、公図、用地測量図	〃

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 上記に記載された資料以外の参考図書及び貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙作業項目内訳表に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 現地調査	一式	
2 資料の検討	一式	
3 埜原第3号支線浅埋設工法の検討	一式	
4 埜原第3号支線減圧水槽の検討	一式	
5 埜原既設管閉塞等整備実施設計	一式	
6 埜原第1号支線制水弁工実施設計	一式	
7 照査	一式	
8 点検とりまとめ	一式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト削減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。

(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

① 設計条件、前提条件

② 業務計画の妥当性

③ スケジュール

④ 設計変更内容

⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

2 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 会議等経費

「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地調査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

(5) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(6) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納入するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

打合せ	実施段階	実施方法	
		Web	対面
初 回	作業着手の段階		○
第2回	現地確認後の段階	○	
第3回	工法検討の段階	○	
第4回	実施設計の段階	○	

最終回	報告書作成段階		○
-----	---------	--	---

初回打合せと最終打合せを対面、その他の打合せを Web で実施とするが、それによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5－1 条 成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)」(2019 年 3 月策定)：(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R) で正副 2 部提出するほか、次のとおりとする。

- ① 電子納品する成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
- ② 業務報告書要約版 1 部 (市販のファイル綴じで可)

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。なお、黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(2) 「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】(2019 年 3 月策定)」を参考にするものとする。

(3) 成果物の提出の際には、電子納品チェックシステム (農林水産省農業農村整備事業版) によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(成果物の提出先)

第 5－2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県佐倉市宮小路町 2 8 番地
関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6－1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容						
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。						
2. 資料の検討	貸与資料の内容を把握する。また、必要に応じて業務実施に資するその他資料を収集、整理する。						
3. 埜原第3号支線浅埋設工法の検討 $L=385\text{m}$ $0.05 \leq Q < 2\text{m}^3/\text{s}$							
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。						
3-2 管種、管径の検討	管種、管径について詳細に比較し、決定する。						
3-3 水理検討	定常水理解析により詳細水理計算を行う。						
3-4 構造計算	各断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。						
3-5 構造図作成	各断面の構造詳細図及び異形管構造詳細図等を作成する。						
3-6 平面縦断面図作成	詳細な平面縦断面図、管割図を作成する。						
3-7 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。						
3-8 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算をする。						
3-9 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要な仮設計画について検討する。						
3-10 概算工事費積算	数量計算に基づき各工種の単価等を作成し、概算工事費を算定する。						
3-11 総合検討	上記作業について総合的に検討する。						
3-12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。						
3-13 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。						
4. 埜原第3号支線減圧水槽の検討							
4-1 規模及び構造の検討	フロートバルブ型（ディスクバルブ方式）による減圧水槽の規模、構造を決定する。						
4-2 構造計算	規模、構造に応じた詳細構造計算を行う。レベル1地震動に対する照査を実施する。						
4-3 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。						
4-4 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠等の詳細数量計算を行う。						
4-5 概算工事費積算	数量計算に基づき単価等を作成し、概算工事費を算定する。						
5. 埜原既設管閉塞等整備実施設計							
5-1 整備構造の検討	埜原ブロックの二次通水実施のために必要となる既設管の閉塞工や既設管の附帯構造物の構造について検討し、決定する。 整備箇所は以下のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>排水路横断鋼管</td><td>鋼管撤去 放流工整備（2ヶ所）</td></tr> <tr> <td>県営3号幹線</td><td>閉塞（2ヶ所）</td></tr> <tr> <td>県営4号幹線</td><td>排泥工整備（2ヶ所） 閉塞（3ヶ所）</td></tr> </table>	排水路横断鋼管	鋼管撤去 放流工整備（2ヶ所）	県営3号幹線	閉塞（2ヶ所）	県営4号幹線	排泥工整備（2ヶ所） 閉塞（3ヶ所）
排水路横断鋼管	鋼管撤去 放流工整備（2ヶ所）						
県営3号幹線	閉塞（2ヶ所）						
県営4号幹線	排泥工整備（2ヶ所） 閉塞（3ヶ所）						
5-2 水理検討	閉塞箇所において、水撃圧の検討を実施する。						
5-3 図面作成	工事に必要な整備工の一般図、構造詳細図、配筋図、仮設計画図、土工図等を作成する。						
5-4 数量計算	土工、コンクリート、管、仮設工材料等の詳細数量計算を行う。						

6. 埜原第1号支線制水弁工実施設計	
6-1 基本条件の検討	水理構造条件を決定する。
6-2 構造の検討	構造を検討する。
6-3 水理構造計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。構造計算を行う。
6-4 構造図作成	構造一般図、構造詳細図等を作成する。
6-5 数量計算	土工等の詳細数量計算をする。
7. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
8. 点検とりまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。